⑿
届　　出　　日　平成23年９月29日
届　　出　　者　プライスウォーターハウスクーパース　ケイマン諸島
住所又は所在地　ケイマン諸島 KY1-1104 グランド・ケイマン　ジョージ・タウン　ストラス ヴェール・ハウス私書箱258GT

変更年月日	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
2011年９月15日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	【名称】ABケイマン・トラスト―エマージング・ボンド・ファンド（外貨建） ―米ドル建―米ドルクラス ―米ドル建―ブラジルレアルヘッジクラス ―豪ドル建―豪ドルヘッジクラス ―豪ドル建―ブラジルレアルヘッジクラス 【主たる事務所の所在地】アメリカ合衆国、10105 ニューヨーク州、ニューヨーク市、アベニュー・オブ・ジ・アメリカズ1345番	―

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１９７号
山形県天童市五日町２丁目１番15号
債務者　阿部　壽子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　凉一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月26日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５１号
福島県いわき市内郷高坂町砂子田１番地の３サン・コーポラスいわき内郷１―716、前住所福島県いわき市久之浜町久之浜字中浜36番地の３
債務者　金澤　　博
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國井　達夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第５８３号
兵庫県加古川市平荘町小畑35番地の２
債務者　南　　治彦
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原美由希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１４５号
群馬県太田市飯塚町864番地２
債務者　髙久　正行
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹原　正貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月23日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第７９３号
大阪府和泉市室堂町５―１―１―606、住民票上の住所大阪府泉大津市寿町13番23号
債務者　扇谷　秀子（旧姓川上）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月31日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８３５号
兵庫県西宮市北昭和町６番２号　北昭和町ハウス103号、前住所兵庫県尼崎市元浜町２丁目62番地
債務者　松原　久榮
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口　丹子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１６３号
青森県弘前市大字如来瀬字種本142番地２
債務者　樺澤　哲志
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　佑輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１０８９号
名古屋市港区宝神２丁目2802番地　アトムハイツ403号
債務者　西山　秀樹
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　洋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月12日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０９０号
名古屋市港区宝神２丁目2802番地　アトムハイツ403号
債務者　西山美智子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　洋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月12日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４６７号
京都市伏見区向島庚申町34番地　ルミエールふじ204号、前住所京都市伏見区向島庚申町56番地２
債務者　食共食品こと　谷本　正弘
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　幸裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２３９１号
名古屋市港区明正２丁目305番地、住民票上の住所名古屋市港区船頭場１丁目334番地の１　ヴィラ・K105号
債務者　平澤　啓至
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　文敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部